

## 拓殖大学図書館資料選択基準

平成 16 年 7 月 9 日  
基準第 1 号

### (目的)

第 1 条 この基準は、拓殖大学図書館規程（以下「規程」という。）第 14 条及び拓殖大学図書館資料管理規程（以下「管理規程」という。）第 7 条に基づき、図書及びその他の資料（以下「資料」という。）の選択に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選択基準)

第 2 条 選択基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学図書館として備えるべき基本的な資料
- (2) 拓殖大学（以下「本学」という。）のカリキュラムに即した資料
- (3) 本学を構成する各専門分野の資料
- (4) 本学図書館の特徴を形成する独自の資料（旧外地関係資料及び社史等）
- (5) 本学の歴史に関する資料

### (購入資料の選択)

第 3 条 購入資料の選択は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規程第 9 条に定める図書館委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の基準に基づき資料を選択する。
- (2) 規程第 9 条第 2 号の委員は、所属学部等の希望資料を取りまとめる。
- (3) 教養教育に関する資料は、規程第 9 条第 2 号の委員のうち、該当する分野の委員が取りまとめる。
- (4) 館長が指名する図書館事務職員は資料の選択ができる。

### (受贈資料の選択)

第 4 条 受贈資料の選択は、原則として館長が指名する図書館事務職員が行い、館長に報告する。

### (研究費等による購入資料の取扱)

第 5 条 研究費等により購入した資料で、図書館に寄託されたものについては、前条を準用する。

### (事務)

第 6 条 資料選択の事務は、図書課及び八王子図書課が行う。

### (改廃)

第 7 条 この基準の改廃は、図書館委員会の議を経て、事務局長が決定する。

### 附 則

- 1 この基準は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 拓殖大学図書館資料選択基準（平成 13 年 3 月 8 日基準第 3 号）は、廃止する。

### 附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。